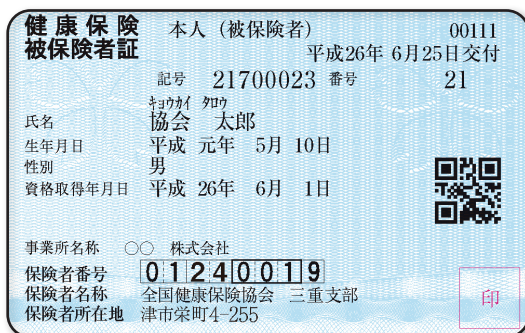


協会けんぽに加入の皆さまへ

# 退職されたら保険証は

# 事業主に **返却** してください

**保険証**が**使用**できるのは  
**退職日まで**です。



- 扶養家族の方がおられる場合、**扶養家族の保険証も一緒に返却**をお願いします。
- 資格がなくなった保険証を使用された場合は**後日、保険医療分(7~9割)**を協会けんぽに**返還**していただくことになります。返還に応じていただけない場合には、裁判所への支払督促等、法的手続きを行います。

## 保険証が使える期間を確認しましょう

### 会社で働く加入者本人(被保険者)

#### 保険証が使えるようになります

- 会社に入社した日から

#### 保険証が使えなくなります

- 退職した翌日から
- 75歳になった日から

### 被保険者の扶養家族(被扶養者)

#### 保険証が使えるようになります

- 収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日から

#### 保険証が使えなくなります

- 被扶養者の条件を満たさず、扶養されなくなった日から
- 被保険者が退職した翌日から
- 75歳になった日から



全国健康保険協会 三重支部  
協会けんぽ